

8. 「昇降機等の定期検査報告について(通知)」の発行ルーティング

1. 適用範囲

この基準は、定期検査結果について所定の期日までに報告がなかった場合について適用する。

2. 目的

建築基準法(以下「法」という。)第12条第3項の規定による昇降機等の定期検査の結果について報告がなかった場合には、法第101条の適用を受ける事になる。

検査員は、所有者(管理者)に対し、「速やかに法定検査を受け、これを報告する」ように指導を行うこと。

3. 所有者(管理者)に対する通知状の発行について

(1) 定期検査の結果について、検査員の指導があったにも拘らず報告がなかった場合や長期間報告がなかった場合は、所有者(管理者)あて特定行政庁より、本文書にて通知する。

(2) 本文書による通知に当っては事前に、協議会を通じ、当該検査者(社)又は該当する特定行政庁に確認する。

(3) 文書発行経路

